

## 2019年ゴールデンウィーク 期間中の診療体制について

12月8日の臨時国会にて祝日法改正案が可決されました。  
これにより、5月1日が本年限りの祝日となりゴールデンウィークは  
4月27日から5月6日の10連休になります。

当院では長期の連休に伴う診療業務の円滑な運営を図るため、

**5月6日（月）**の振替休日**を通常診療日として**

外来診療・手術等を実施いたします。

また、5月6日の代替日として

**5月31日（金）が外来全科休診**となります。

ご理解のうえご協力をお願いします。

平成31年 1月 4日

独立行政法人国立病院機構  
信州上田医療センター院長